



令和5年9月29日  
九州地方整備局  
建政部

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、長崎船舶装備株式会社（長崎県長崎市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

### 【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 井田 悟志（内線6141）  
建設産業課長補佐 高島 幸伸（内線6130）  
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）  
FAX 番号：092-476-3511

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

| 商 号        | 許可番号                        | 代表者    | 所在地    |
|------------|-----------------------------|--------|--------|
| 長崎船舶装備株式会社 | 国土交通大臣許可<br>(般-04) 第 8312 号 | 内野 栄一郎 | 長崎県長崎市 |

#### 2. 処分内容

##### 建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 施工現場等における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し、必要な研修及び教育を継続的に行うこと。
- 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、速やかに文書をもって報告すること。

#### 3. 処分理由

長崎船舶装備株式会社が元請として請け負った長崎県長崎市に所在するマンション新築工事の現場において、二次下請業者の作業員が足場材の荷下ろし作業を行う際に墜落し負傷する事故が発生した。

この件について、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社の社員一名が令和 5 年 5 月 12 日、長崎簡易裁判所より労働安全衛生法等違反でそれぞれ罰金 20 万円の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。